

「健康保険被扶養者の資格調査」に関する

よくある質問 Q&A

(提出書類・・・(コピー、写)と記載されていないものは原本です)

調査全般について

Q1. なぜ調査をする必要があるのか？

A1. この調査は健康保険法(注1)及び厚生労働省通知(注2)に基づき、被扶養者(家族)が認定基準を満たしているか否かを定期的に審査するものです。

被扶養者は、保険料を負担することなく給付(医療費負担)や保健事業(健診など)を受けられますが、その費用は被保険者(本人)及び事業主に納めていただいている健康保険料によってまかなわれています。届け出漏れ等により、認定要件を満たさなくなった家族が認定され続けると、健康保険料から本来負担しなくてもよい費用を支出する事になり、健保組合の財政の悪化、ひいては保険料の引き上げにもつながる恐れがありますので、ご理解とご協力をお願いします。

なお、この調査は他の健康保険組合等でも実施されています。

(注1) 健康保険法施行規則第50条

「健康保険組合は、毎年一定の期日を定め、被保険者証の検認又は更新をすることができる」

(注2) 厚生労働省保険局長通知

「被保険者証の検認については、保険給付適正化の観点から毎年実施すること」

「被保険者証の検認又は更新に際しては、被扶養者の認定の適否を再確認すること」

Q2. 「住民票記載事項証明書」はなぜ必要なのか？

A2. 同一世帯であること及び生計維持関係を確認するためです。

世帯全員・続柄が確認できるもので、3ヶ月以内に交付されたものをお願いしています。

健康保険では、同一世帯でなければ被扶養者とは認められない続柄があります。

被保険者の“配偶者”“子”“実父母”“実祖父母”“実曾祖父母”“孫”“兄弟姉妹”は同一世帯でなくても被扶養者となれますが、その場合は生活費の仕送りをしておられることが条件になります。(Q12参照)

Q3. 「住民票記載事項証明書」に個人番号(マイナンバー)の記載は必要なのか？

A3. 個人番号の記載されていないものを提出してください。記載された書類しかお持ちでない場合は、必ず個人番号をマスキング(黒く塗りつぶした状態)してご提出ください。

個人番号は、本人の同意があっても法律で定められた場合以外に使用、提供する事が禁止されている情報にあたります。

健康保険組合では法律やプライバシーポリシーなどを遵守し、適切に個人番号の情報を取り扱います。

収入証明等について

Q4. 同居で2021年に給与収入があるが、何を提出すればよいのか？

A4. 「住民票記載事項証明書」と①「令和4年度所得証明書」または②「令和3年分源泉徴収票」(コピー可。複数ある場合は全て)を提出してください。なお、これにかえて③「令和4年度給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)」(コピー可)でもかまいません。

Q5. 2021年4月から10月まで勤めていて保険証の交付を受けていたが、マツダ健保からの削除手続きをしていなかった。年収は基準内なので、このまま被扶養者として認められるか？

A5. 就職先で保険証を交付された場合は、収入金額にかかわらず就職先のものが有効となり、健康保険の被扶養者ではなくなります。

そのため健康保険の資格取得(就職)日に遡って扶養削除の手続きをしてください。必要書類は以下の①②③です。

①健康保険「被扶養者」現況確認書（兼 被扶養者異動届）

②削除されるご家族の保険証（返却）

③「健康保険資格喪失証明書」（資格取得日がわかるもの。を元の勤務先で交付してもらってください。）

なお、削除日以降の保険給付金（医療費負担分など）を給付済みの場合は返還していただきます。

すでに失業給付を受給終了されている、または失業給付の受給を放棄される場合は、再認定が可能です。その際の必要書類は以下の④⑤⑥です。

④健康保険被扶養者(異動)届【追加届用】

⑤住民票記載事項証明書（続柄・同一世帯のわかる3ヶ月以内に交付されたもの）

⑥・失業給付受給が終了している場合は「雇用保険受給資格者証(両面の写)」

・失業給付を受給しない場合は「離職票2(写)」と「雇用保険に関する確認書」

※認定日は上記書類④⑤⑥をマツダ健保が受理した日とします。ただし、異動事実が発生し30日以内に提出された場合は、事実発生日に遡って認定します。

Q6. 収入が無い人は「所得証明書」の交付を受けられないのではないか？

A6. 所得が「0円」と記載された証明書の交付を受けることができます。市町村によって、「非課税証明書」と表現するところもあります。

学生（夜間・通信・定時制を除く）などの場合について

Q7. 学生でアルバイトをしているが、収入の証明は必要なのか？

A7. 収入の証明は不要ですが、「C.年間収入額」欄に令和3年の収入額を記載してください。学生証（有効期限記載のあるもの）のコピー(画像コピー可)または「在学（籍）証明書」(原本)を提出してください。

Q8. 子どもが予備校に通っているのだが、何を提出すればよいか？

A8. 学生証のコピー(画像コピー可)または「在学（籍）証明書」(原本)を提出してください。

Q9. 浪人中で、予備校には通わず、自宅で学習している子どもは何を提出すればよいか？

A9. 無職であるため「令和4年度所得証明書」を提出してください。

Q10. 海外に留学している子どもは、何を提出すればよいか？

A10. 就学ビザのコピー(画像コピー可)を提出してください。

Q11. 同居で2022年3月に学校を卒業し、現在アルバイト、又は無職です。何を提出すればよいか？

A11. 「b.現在の職業」欄はアルバイト又は無職、「C.年間収入額」欄は令和3年の収入額を記載し「令和4年度所得証明書」と「住民票記載事項証明書」を提出してください。

別居の場合について

Q12. なぜ仕送りを証明する必要があるのか？

- A12.** 健康保険法(第3条)では、主としてその被保険者により生計を維持されている方を被扶養者として認めています。
- 同一世帯でない方を被扶養者とされる場合、被保険者から被扶養者に対し、毎月継続的に被扶養者の収入を上回る仕送りをしておられることを証明していただくことで、健康保険の被扶養者と認定しています。
- 仕送りの証明と認められる書類は、口座間送金や現金書留送付の控えなど、①被保険者(送金人)と②被扶養者(受取人)の氏名と③送金額が明記されている書類に限ります。手渡しや同一口座での入出金は送金人と受取人の確認が不可能なため認められません。
- なお、「生計」とは、日々継続的に維持される日常の営みのこと、「主として」とは、生計費の半分以上を意味します。

Q13. 親が通帳で入金して、子どもがキャッシュカードで引き出している。通帳のコピーは仕送りの証明として認められるか？

- A13.** 仕送りの証明と認める書類は、口座間送金や現金書留送付の控えなど、①被保険者(送金人)と②被扶養者(受取人)の氏名と③送金額が明記されている書類に限ります。
- 第三者が見て上記3点が明らかな書類をご提出いただけない場合は、2022年8月1日付で扶養削除の手続きをしてください。
- なお、仕送りを証明できる状態になれば、再認定の手続きが可能です。(3ヶ月分の仕送り証明が必要です。)

Q14. 学生の中から別居している子どもが2022年3月に卒業し、別居のまま無職またはアルバイトなどをしながら就職活動中である。何を提出すればよいか？

- A14.** 「令和4年度所得証明書」と「2022年4月・5月・6月分の仕送り証明」を提出してください。
- ※学生でない別居の被扶養者への仕送り証明が提出できない方は、2022年8月1日付で扶養削除の手続きをしてください。
- また、現況確認書の本人記入欄の「c.年間収入額」欄は2021年1月から12月までを記載するようになっておりますが、アルバイトなどの収入が年間130万円(継続して月額10万8千円以上)を超過する見込みになった場合は速やかに削除手続きをしてください。

Q15. 単身赴任(会社都合)のため、別居状態で住民票も分けているが、仕送り証明が必要か？

- A15.** 単身赴任手当が支給されている場合のみ会社都合といたします。該当する場合は、「a 同居・別居」欄には別居に○をし「d. 削除日」欄に単身赴任と記載してください。「住民票記載事項証明書」や「仕送り証明」の提出は不要です。

削除手続きについて

Q16. 勤務先で社会保険に加入して保険証を取得しているので、削除の手続きをしたい。

- A16.** 現況確認書の「d. 削除日」欄に「就職先の保険証の資格取得日」、「e. 削除理由」欄は「就職」と記載し、就職先の保険証の表面のコピー(画像コピー可)を貼付欄へ貼付、マツダ健保発行の保険証(原本)と一緒に提出してください。

Q17. 両親を被扶養者としている。今回父親に認定基準以上の収入があることが判明したが、父親だけ扶養から外せばいいのか？

- A17.** 基本的に、夫婦間には相互扶助義務が存在するため、妻(お母様)の扶養義務者(主たる生計維持者)は、第一に配偶者(お父様)であるべきと考えられます。あなたとは別の扶養義務者(お父様)が存在することになったお母様を扶養から外すか否かは、お父様とあなたのどちらに扶養する力があるかで個別に判断します。

Q18 扶養認定基準を満たしていない（収入超過、仕送り証明不備等）ため、扶養から削除したい。今回の調査では、削除日が2022年8月1日となっているが、現況確認書と一緒に保険証を返却しないといけないか？

A18 先に現況確認書のみ職場の資格調査担当者へご提出ください。保険証（原本）は8月1日以降に社内便または郵送でマツダ健保へ直接ご送付ください。7月31日まで保険証はご利用いただけますが、万が一それ以降の利用が発覚した場合には医療費を全額返金いただきますのでご注意ください。「被扶養者削除証明書」の送付は削除日の8月1日以降となりますが、国民健康保険に加入手続きの際に本証明書を提出いただくことにより遡っての認定が可能です。

Q19 削除手続きをしたいが、保険証を紛失している。どうすればよいか？

A19 保険証を紛失された場合は「健康保険被保険者証（滅失・き損・無余白）再交付申請書(届)」をご提出ください。マツダ健康保険組合のホームページの[申請書類一覧]からダウンロードできます。なお、ご記入の際「再交付申請書」の文字を二重線で抹消してください。

提出期限について

Q20 長期出張の方の場合、7月29日の提出期限までに提出できないが、どのようにしたらよいか？

A20 確認書は出張から帰られたのち、ご提出いただく事になりますので、各職場の被扶養者資格調査担当者の方は、お配りした回収記録簿の対象者の欄に「出張中のため後日提出」と記載して、お取りまとめいただいた職場分を提出してください。後日提出の方の分については確実にご提出いただくようフォローをお願いします。

退職・再雇用について

Q21 7月10日退職の方は、現況確認書の提出は必要か？

A21 7月10日付退職の方は提出は不要です。回収記録簿に7月10日退職と記載してください。なお、提出期限の7月29日以降に退職される方は提出をお願いします。

Q22 7月11日から定年退職後再雇用の方は、現況確認書の提出は必要か？

A22 必要です。現況確認書に記載してある社員番号を新しい社員番号に書き直して、必要書類を添付してご提出ください。

Q23 定年退職後再雇用の社員です。今回、調査の対象になっていないのはなぜか？

A23 2021年1月1日から2022年6月30日の間に再雇用に切り替わった方は、退職により一旦資格喪失しているため調査対象外となります。

提出事務要領について

Q24 回収記録簿の担当者印は所属長でないといけないのか？

A24 各職場で選任された被扶養者資格調査担当者の方の印をお願いします。

Q25 現況確認書裏面の証明書類の貼付方法は？

A25 現況確認書裏面と証明書類表面が向き合うように「証明書貼付位置」に「のり」で貼り付けてください。その際、金額等、証明書類に記載されている部分が隠れないように注意してください。

Q26. 回収記録簿 及び現況確認書の送付方法は？

A26. 回収記録簿・現況確認書をセットにし、部門コード5桁の順に並べ、紐とじ又はホッチキスで止めて封筒に入れ、それをお届けした健保組合の青ビニール封筒に入れて提出してください。
(青封筒がない場合も、必ず二重封筒にして提出してください。)

その他

Q27. 調査の添付書類等、準備にかかる費用は請求できるのか？

A27. 個人負担でお願いしております。

Q28. 在宅勤務により出勤する日が少ないので、書類の受取り・提出に時間を要する。電子申請はできないのか？

A28. 現時点では電子申請での対応はしておりませんが、将来的には申請可能となるよう検討をすすめて参ります。ご不便をおかけしますが、従来通りのやり方で行うことのご理解とご協力をお願いします。

Q29. 新型コロナウイルス感染症への対応により、一時的に収入が増加してしまいました。収入基準超過になりますか？

A29. 高齢者向けのワクチン接種が始まった2021年4月からのワクチン接種業務（受付業務を除く）での収入は、特例措置により給与収入とみなさないためワクチン接種業務を除いた収入が、130万円未満（60歳未満）・180万円未満（60歳以上、障がい者を含む）であれば収入基準超過にはなりません。ワクチン接種業務の収入を確認させていただくために、ワクチン接種業務を行う事業者・雇用主（市区町村、医療機関等）から発行された、「新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事した際の収入に係る申立書」または「新型コロナウイルスワクチン接種業務報償費の支払明細」を添付ください。申立書と支払明細書証が発行された場合、両方ご提出ください。証明期間は令和3年4月～令和3年12月です。

Q30. Q29の特例措置の対象者を教えてください。

A30. 対象者は、ワクチン接種業務に従事する医療職（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び救急救命士）です。

Q31. 医療従事者で新型コロナウイルスワクチン接種業務をしていますが、去年の収入はワクチン接種業務の収入も含めて130万円未満でした。ワクチン接種業務を行う事業者・雇用主（市区町村、医療機関等）から発行される「申立書」・「支払明細」の提出は必要ですか？

A31. 必要ありません。収入の証明は「令和4年度所得証明書」または「令和3年分源泉徴収票」(コピー可。複数ある場合は全て)を提出してください。